

津市立豊が丘小学校 いじめ防止基本方針

一部改訂：令和2年度 4月

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。本校でも、法の定義に依るものとする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことも重要である。また、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も必要である。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、例えば次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るものとする。

(3) 学校としてのいじめ問題についての考え方

いじめはどの子どもにも、どの学級・学校にでも起こり得るものである。いじめの兆候をいち早く把握し、組織的且つ迅速に対応していく。

- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るものである。
- ・ いじめを受けた児童や通報した児童の安全を徹底して守り通す。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対

応する。

- ・ 「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努める。
- ・ いじめは、関係機関や学校、家庭、地域など社会総がかりで取り組むべき問題である。
- ・ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図る。
- ・ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめはいじめた児童の様々な生活背景や心のケアについても十分な指導・支援をすることが、根本的な解決のために必要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

- ・ 名称を「豊が丘小学校いじめ防止対策委員会」とする。（「いじめ防止対策推進法」第22条に基づく）

(2) 組織の構成

- ・ 校長、教頭、校内生徒指導委員会、人権教育担当、教務主任で構成する。
- ・ 校長が指名する職員
- ・ 校長の判断により、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(3) 組織の役割

ア いじめ防止対策委員会の想定される具体的な役割

- ・ いじめ防止等の取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核となる。

イ 組織を運営する上での留意点

- ・ いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えを全て報告・相談する。集められた情報は個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・ 特定の教員が抱え込まない仕組みづくりを行うとともに、基本方針の取組状況やいじめ事案への対処などについてPDCAサイクルで検証を行う。
- ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査を行う場合は、津市教育委員会と協働しながら、この組織を母体としつつ適切な専門家を加えるなどの対応を行う。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

① いじめを許さない雰囲気醸成

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
- イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
 - ・ 互いの違いや個性を認め合い、尊重する姿勢を大切にする指導を行う。
 - ・ 互いにまちがいや失敗を許容しあい、あたたかく励ましなが、そこから学んでいこうとする姿勢を、日常の指導の中で貫く。
 - ・ 日頃から、一人である仲間に対して声を掛け、心配なときは教師に相談するよう指導する。

② 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・ 学級集団づくりをすすめ、学級の様々な活動や行事に取り組む中で、社会性が培われるように努める。
- ・ コミュニケーションスキルの育成に関わる取り組みを、各学年の発達段階に応じて取り組む。
- ・ 個人の課題に合わせて、コミュニケーションスキルの育成を図るための適切な指導を行う。
- ・ 計画的に、地域関係者（ゲストティーチャー、地域ボランティア等）の協力を要請する。

③ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
- ・ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・ 学級集団づくり、全校集団づくりを進め、楽しい取り組みを行う中で、一人一人が活動の中で自分の存在意義を見だし、意欲的に生活できるように指導する。
- ・ 毎日の生活の中で、小さな成長や発見を喜び合い、互いに認め合う学級をつくる。
- ・ 教職員は、児童の失敗や困難に対して温かく励まし、教師が叱ることが叱られた子どもに対する子どもたちの評価を不必要に落とすことにつながらないように留意する。

④ 児童自らがいじめについて学ぶような自主的な取組

- ・ 児童会を中心にいじめ問題について考え、いじめのない楽しい学校づくりに取り組む。
- ・ 各学年・学級での、発達段階にあった取り組みを行う。

(2) いじめの早期発見

① 定期的な児童へのアンケート調査や教育相談の実施

- ・ 学期に1回以上のアンケート調査に加え、教育相談を実施するなどして、いじめ

の実態把握に取り組む。

② 日常的な対話や生活ノート（連絡帳）

- ・ 日常的な児童への目配りや対話を通して交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- ・ 日記や生活綴り方等を通して、児童の学校や家庭での生活の様子の把握や、問題の早期発見に努める。
- ・ クラスの仲間のことを書く中で、仲間をみつめ、クラスの課題について考える子どもを育てることで、問題の早期発見につなげる。

③ 家庭訪問等の取組

- ・ 問題が生じたときは、できる限り家庭訪問を行い、保護者とよく話し合って、信頼関係を築き、小さな情報でも得られるように努める。

④ 教職員のチェックリスト等の作成や情報共有体制整備

- ・ いじめに関する教職員のチェックリストを作成し、日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていく。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を図る。

⑤ 児童や保護者が相談しやすい環境整備 等

- ・ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制や部屋の整備をする。
- ・ スクールカウンセラーを積極的に活用できるように周知するとともに、相談室の環境整備に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。
- ・ いじめの発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を提供する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の確認を行う。

② いじめられた児童、知らせた児童の安全確保

- ・ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

③ 担任ひとりが抱え込まない情報共有体制、組織対応体制の確立

- ・ 教職員一人一人が大切にされる教職員集団づくりをすすめ、困難や失敗にどう対処していけばいいのか誰にでも相談できる雰囲気をつくるとともに、問題の解決に

向けてみんなで知恵を出し合う。

- ・ 管理職・生徒指導担当への報告・連絡・相談をいつでも行える雰囲気を築く。

④ いじめられた児童又はその保護者への連絡・支援

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。
- ・ 正確に実態を把握した上でいじめ防止対策委員会を開いて対応を検討し、その日のうちに迅速に家庭訪問し、保護者に事実関係を伝え、誠実に対応する。このときの家庭訪問は一人で行わず、原則として教頭が随伴する等複数で行う。
- ・ 児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。
- ・ 状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- ・ 問題解決後も家庭訪問・電話・連絡帳などを通して家庭との連携を取るとともに再発防止に向けて取り組む。

⑤ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童へは、自らの行為が絶対に許されないことであることを十分に理解させ、その責任の重さをしっかりと自覚させる。
- ・ いじめた児童がなぜいじめという行為に走ったのか、児童の学校や家庭での生活背景にも目を向けて課題を把握し、行為は決して許されないが、未発達な児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。
- ・ 厳しい指導と同時に、楽しく生活できるための活動に取り組み、集団全体に前向きなトーンをつくり出す。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し協力を求める。
- ・ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑧ 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携

- ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って、教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの認知件数が零の場合

毎年実施している「いじめアンケート」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

(6) 児童生徒の主体的な取り組み

児童がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進める。

(7) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

- ・ 学校とともに、いじめ問題に関わる当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめ問題に取り組む。
- ・ 教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させるとともに、学校の組織的な生徒指導を推進する。
- ・ 津市小学校生徒指導協議会等の場を活用して、情報交換等を行い、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について研修を深める。
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

4 重大事態への対処（第28条参照）

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法では、次の場合を重大事態として規定し、その未然防止や事実関係の調査、報告などの対処を求めている。

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査等に着手する。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

エ 法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）および「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）により適切に対応する。

(2) 発生時の対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長及び三重県教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 重大事態への調査
 - 調査の趣旨及び調査主体
 - ア この調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
 - イ 津市教育委員会に設置された附属機関が行う。学校が調査主体となる場合であっても、津市教育委員会からの必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を求める。
 - ウ 津市教育委員会は、必要に応じて、三重県教育委員会と連携を図るとともに、こども支援課や児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請する。
 - 調査結果の提供及び報告（津市教育委員会からの必要な指導・支援の下で）
 - ア 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
 - イ 情報の提供にあたっては、他の関係児童のプライバシーや個人情報保護を理由に提供する情報を控えることのないよう十分に配慮する。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

- いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。
- 保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。
- 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(2) 地域の役割

- 子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、そのためには、学校や保護者だけでなく、自治会、事業所、市民活動団体等、様々な地域住民が、地域ぐるみで地域の子どもを育てるという意識を持つことが大切である。
- 各地域において、互いの人権を尊重することを当たり前のように自然に感じ、考え、行動することが根付き、大人も子どもも安心して住めるまちづくりを進めていくことで、いじめを許さない大人の姿を子どもに示していく。
- 各地域において、いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

- 地域の通学路見守り隊のボランティアや自治会、民生委員・児童委員等からも、いじめに関する情報が入る協力関係を築く。

(3) 学校・保護者・地域が一体となった取組

- 学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- 学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進する。
- いじめ問題への理解を深めるための広報活動を行うことで、学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。
- いじめ問題について、PTAでも研修会や日常の活動の中で取り上げ、学校と一体となって、いじめ防止に取り組む。